

# 立川市多摩川緑地炊飯場の利用について

子ども会などの活動にぜひご利用ください

立 川 市

## 立川市多摩川緑地炊飯場の手引き

立川市は、青少年の健全育成のために、多摩川緑地炊飯場を設置しています。  
多摩川の自然に親しみながら、野外炊飯活動等にご利用ください。

### 炊飯場の場所と施設内容

立川市柴崎福祉会館の東隣・多摩川緑地公園の北側です。

(立川市柴崎町5丁目11番26号)

かまど(12)、流し場(蛇口12)、水洗トイレ、物置があります。

利用人員は、おおむね60人です。

### 利用できる団体と活動

市内の青少年団体(子ども会、スポーツ少年団、子どもサークルなど)とPTA、青少健、学校、幼稚園などが、青少年のための活動を行う場合に利用できます。ただし、育成者などの3人以上の成人の付き添いが必要です。

### 利用申し込み

子ども育成課で申し込み手続きをしてください。あらかじめ成人の、①火元責任者 ②ごみ責任者 ③用具責任者、を決めてきてください。

申し込みのできる期間は、利用日の4ヶ月前の月の1日(休日の場合は翌日)から5日前まで。

利用を承認したときは、承認書兼報告書をお渡しします。

事前に炊飯場の鍵をお渡ししますので、子ども育成課に取りにお越しください。鍵の貸与は、原則として利用日を含み5日以内とします。

### 利用上、特にお願いしたいこと

炊飯場には管理人はいません。また、すぐ近くに民家もありますので、責任をもって次の事項を守り、使用してください。

来たときよりも美しく、の気持ちでお願いします!

- (1) 火の扱いに注意すること。特に、火の始末や、風向きによる火の粉に注意すること。
- (2) ごみ（生ごみ、残灰を含む）は必ず持ち帰ること。
- (3) 使用后、炊飯場の清掃を行うこと。
- (4) 使用した用具、用品類は、きれいに洗って数量を確認し、元の場所へ戻すこと。
- (5) 自動車は必ず指定の場所に駐車し、炊飯場周辺には乗り入れないこと。
- (6) 緑地公園内で火気（キャンプファイヤーや花火など）は厳禁です。
- (7) 飲酒は行わないこと。
- (8) むやみに騒ぐ、ごみを周辺のごみ集積場に捨てるなど、近隣の住民に迷惑になることは行わないこと。
- (9) かまどに水をかけないこと。
- (10) 使用後は必ず消灯し、炊飯場と物置の鍵をかけること。

## 炊飯場にある用具・用品類

なべ（23）	なた（11）	やかん（11）
まな板（12）	しゃもじ（15）	ひばさみ（10）
ボール（21）	三角コーナー（6）	バケツ（6）
おたま（13）	火かき棒（10）	熊手（1）
水切りかご（17）	ちりとり（6）	ゴムホース（1）
じゅうのう（12）	万年ぼうき（4）	たわし
剣型スコップ（4）	炊飯用机（10）	
竹ぼうき（9）	包丁（25）	
リヤカー（1）	さいばし（34）	

マキ、洗剤、クレンザー、ごみ袋などの消耗品類は持参してください。  
また、生ごみ・残灰などを埋めることは厳禁です。余ったものは持ち帰ってください。

## 利用後

鍵を速やかに子ども育成課へ返還するとともに、承認書兼報告書に参加人数を記入し、提出してください。

## 問い合わせ先

子ども育成課青少年係 電話523-2111 内線1306